

別表六の二(四)

「10」又は「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連事年	結業年度	:	:	法人名
-----	------	---	---	-----

別表六の二(四) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計)又は(各連結法人の別表六の二(四)付表二「1」の合計)		1	繰越税額控除の計算に関する明細			
中小連結法人の試験研究費に係る	控除対象試験研究費の額の合計額	2	前期超過要件に係る前連結事業年度	試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	17	
	(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3		当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数	18	—
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2)+(3)	4		改定試験研究費の額の合計額	19	円
	「10」欄			合計額 年度又は 月数調整 合計額	20	
<p><b>中小企業技術基盤強化税制を適用している場合</b></p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第68条の9第6項」 ※1 又は「第68条の9第2項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10412」※1 又は「10547」※2</p> <p>③ 「適用額」欄：「10」欄の金額</p> <p>※1 平成27年旧措置法第68条の9第6項(区分番号：「10412」) 平成27年4月1日前に開始した連結事業年度</p> <p>※2 第68条の9第2項(区分番号：「10547」) 平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度</p>						
当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8		繰越中小連結法人	連結事業年度 又は事業年度	前期繰越額	当期控除可能額
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「11の②」)	9				22	23
当期税額控除額 (8)-(9)	10			別表六の二(四) 付表三「25」	円	円
差引当期税額基準額残額 (7)-(8)	11		平 . .			
繰越中小連結法人税額控除 (22の計)			平 . .			
同上のうち当期繰越税額 (11)と(12)のうち少ない (1)≦((19)、(20)又は(21))			<p><b>「15」欄</b></p> <p>中小企業技術基盤強化税制(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合※</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第68条の9第7項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10413」</p> <p>③ 「適用額」欄：「15」欄の金額</p> <p>※ 平成27年4月1日前に開始した連結事業年度</p>			
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「10の②」)	14		過額の 内訳			(13)
当期繰越税額控除額 (13)-(14)	15		計			
法人税額の特別控除額 (10)又は((10)+(15))	16					